

専決処分について（令和4年度日立市一般会計補正予算
（第2号））

令和4年度日立市一般会計補正予算（第2号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和4年5月31日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 17 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 4 年度 日立市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度 日立市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 201,053 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,207,148 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
歳入合計	

歳出

款	項
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
	3. 児童福祉費
歳出合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
11,790,166	201,053	11,991,219
2,609,466	201,053	2,810,519
73,006,095	201,053	73,207,148

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
27,335,326	201,053	27,536,379
10,850,728	12,868	10,863,596
8,519,422	188,185	8,707,607
73,006,095	201,053	73,207,148